

令和7年度 京都市立洛風中学校「学校いじめ防止等基本方針」

1. 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは誰もが、いじめられる側にもいじめる側にもなり得るものであり、どの学校にも起こり得るとの危機意識に立ち、いじめを許さない学校づくりを進めるべきと考える。

本方針は、「人と 学びと 社会と つながる学校」という学校目標の下、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条、京都市いじめの防止等取組指針(平成29年9月改定)に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、及び内容を示すものである。

2. 基本的な考え方……人権教育を基盤とした学校づくりを実践する

(1) 本校は、不登校を経験した生徒のための学校である。そのため、安心・安全に学習や仲間づくりができる環境づくりが最優先され、「いじめの芽生えない学校」を目指す。

(2) 隠れたカリキュラムの重要性を理解し、実践する。

まず教職員同士がお互いを尊重し、良好な人間関係を構築する。また、教職員自らが率先して授業規律を守り、生徒のモデルとなり、一体となって安心・安全な学習環境づくりを行う。

(3) 「だれもが心地よい風を感じながら生活できる」という本校の生徒指導基本方針に基づき、次の3点を徹底する。

* 生徒の問題行動や課題を、個人の性格や意思・努力によるものではなく「困りごと」であると捉えることができる「観る目・感性」を大切にする。

* スタッフ全員が、全ての生徒の担当であるという意識で関わり、多くのスタッフの目で生徒一人ひとりを多面的に捉え、率直に意見交換することを大切にする。

* その場面にあったよい表情で子どもを見つめ、親身になって話を聴き、生徒一人ひとりとのふれあいを大切にした、適切な関わりを持つ。

〔参考〕①《学校における》人権教育をすすめるにあたって（試案）より

「みんなと学ぶこと、みんなと遊ぶこと、みんなといふことが嬉しい。」とすべての子どもが実感できる学校になり得ているかを子どもの目の高さで常に点検する必要がある。とりわけ、子どもにとって、教職員は重要な人的な教育環境の一つであり、子どもとかかわるすべての場面で、徹底して「子どもの人権を守ること」「子どもの人権意識を育てること」に努めねばならないことは言うまでもない。教職員自らの人権意識が問われているのである。

〔参考②〕《人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕

～指導等の在り方編～より》

★隠れたカリキュラム

児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに問わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとしていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。

例えば、「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的的理解だけでは不十分である。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒は初めて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができるのである。だからこそ、教職員一体となっての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である。

3. 学校における「いじめの芽生え」を防ぐための取り組み

……目に見えない『風…環境・かかわり・成長』を大切にする

(注:「いじめの芽生え」とは、放置しておくと深刻ないじめにつながる恐れのある状態を指す)

(1)学習環境の整備

① 生徒が参加できる授業

洛風中学校「学習のしおり」に基づき、「～学習の『めあて』を明確に・学習の『手だて』に工夫を～」という本校の学習テーマを実践し、生徒が納得して学べる「居場所のある授業」を展開する。

② 心が落ち着き、生活感のある環境

木の温もりのある設備を生かし、生徒の作品などの展示や掲示物などで環境の整備や美化に努める。また、生徒の「困りごと」に配慮したユニバーサルデザイン(合理的配慮)を工夫し、「心が落ち着き、かつ生活感のある空間(学ぶ・遊ぶ・語る・休む・作業する・食事をするなど)」を創造する。

③ 安心できる休み時間

登校時の一日の出会いから、授業と授業の間、昼休み、放課後と日々の生活の時間を、生徒同士、または生徒とスタッフとが適度な距離感で交われるように意識し、ともに楽しむ。また、不調やトラブルの兆候を見逃さない。

(2)生徒の自信や心身の成長につながる取り組みの充実

① 「ヒューマン・タイム(H・T)」の充実

よりよい仲間づくりのために、本校の教育課程の特色の一つであるH・Tの時間に、生徒の状況に応じた道徳や人権、進路、健康、安全に関する学習を行う。また、ともに語り合い、お互いの思いを理解し、考えを深め、尊重し合える関係づくりの場とする。

② 行事や体験活動の充実

ヒューマン・タイムや総合的な学習の時間(風夢風夢)と関連させ、花背わくわくドキドキオリンティション合宿や修学旅行などの行事・活動を充実させる。自然体験や職業体験、地域や様々な人々との出会いの場を通して、「身にしみる体験」として活動する中で、自信に結びつくようとする。

③ 生徒が自主的に行う活動の場の充実

洛風をよりよくする委員会や係活動、行事では、一人ひとり主体的に関わり、自信につながる経験の場とする。とりわけ、ウイングや秋パーティ、3年生を送る会では、縦割りの関係を活かし、仲間を意識し相互支援ができる活動を取り入れ、自己有用感を高め、集団としての育ちも促す。

④ 必要に応じて、「安心・安全の枠づくり」を生徒とともに見直す

生徒手帳にある「洛風の誓い」や「洛風中学校でよりよい一日を過ごすために」、「お互いの学校生活を大切にするために」を大切にし、転入学生を迎えるときなどの節目で確認する。また、常に生徒の実態に即すよう、必要に応じ検証し、修正も検討する。

⑤ 心のこもったメッセージの発信

ウイング担当と交わす、「ふりかえリファイル」や「健康観察ファイル」での一言や日々の対話の中で、双方向に気持ちが通い合う関わりを大切にする。学校だよりや保健だより等の配布物にも気持ちを込め、生徒、保護者とのコミュニケーションの向上につながるようにする。

(3)保護者支援と連携の充実

日々の連絡や対応を丁寧に行う。スクールカウンセラー(以下、SC)やスクールソーシャルワーカー(以下、SSW)、専門機関との連携も大切にし、多角的な視点で保護者を支援する。管理職も、カウンセラーを囲む会などにおいて保護者との信頼関係の構築に努める。

4. 学校における、いじめ対応のための組織……「伝える」「尋ねる」「確かめる」

(1)「生徒理解委員会」の中に、「いじめ対策委員会」の機能を持たせ、徹底を図る

- *構成メンバー：学校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・補導主任・教育相談主任・研究主任・総合育成支援主任・養護・SC・SSW
- *月に1回(主に水曜日)開催
- *一人ひとりの生徒の様子を共有し、「いじめの芽生え」がないか、常に確認する。
- *「いじめの芽生え」が疑われる事案が起きた場合、必要に応じて緊急に招集し、情報集約の窓口となり組織的な対応ができるように方向性を検討する。
- *生徒の状況に応じて、未然防止の取り組みを確認・修正する。

(2)「ミーティングA」の充実

- *構成メンバー：全スタッフ
- *月に1回開催
- *SCやSSW、外部講師による事例研修などを行う。

(3)生徒の情報共有

- *構成メンバー：全スタッフ
- *朝の職朝後(火～金に、各ウイングごと)、状況に応じて、放課後に実施

(4)SC・SSWとの情報共有

- *月～金(SC勤務日、水・木は SSW も一緒に)
- *教育相談主任と各SC間で、1週間の生徒の情報共有を行ったり、各ウイング担当とSC間で、より細かく担当生徒の情報共有を行ったりする。今年度から、スクリーニング会議を実施予定。
- *生徒の状況に応じて、カウンセリングの観点からアドバイスを貰う。

5. いじめに対する措置および重大事態への対処……一人で抱え込まない

(1)早期発見のための手立て……感度の良いアンテナを磨く

① 教育相談体制の充実

- 「聴いてもらえる」「一緒に考えてもらえる」という信頼関係を築き、定期的な教育相談や懇談の機会だけではなく、「ふりかえリファイル」や「健康観察」など、日頃の生徒との関わりを大事にする。
- 生徒アンケートやいじめアンケート、クラスマネジメントシートも活用する。

② 教職員の資質の向上

- *ミーティングAで事例研修や総合育成支援研修などを行い、自主的に生徒の「困りごと」に対応できる力量を磨く。また、積極的にSCによる問題点の整理や具体的な対応方法の検討などの助言を受け、個々の生徒や保護者への適切な対応を工夫する柔軟性を持つようとする。
- *「子どもの心の叫びにどう対応するか」「いじめ対応リーフレット」などを参考にした具体的ないじめ対応に関する研修や自己研鑽を行う。
- *ケータイ・スマホ・インターネット等のSNSなど、生徒が置かれている今日的な課題に対応できるよう、研修や情報の取得を怠らないようにする。
- *カウンセリングセンター(パトナ)との交流(ミーティングA)

(2)いじめが起きたときの措置……迅速かつ丁寧な初期対応、組織として動く

- *「いじめの芽生え」を感じたときや「(些細なことや疑いも含め)これはおかしいな」と思ったときは、速やかにウイング担当や生徒指導主任に報告し、「いじめ対策委員会」を中心に情報を整理し全員で共通理解する。
- *ウイング担当や学年内だけで情報が止まらないようにし、必ず管理職まで報告する。
- *いじめの通報、相談があった場合は、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒双方の話を個々に丁寧に聴き取り、事実確認を行う。時系列に沿って、「誰が、いつ、どこで、何を、どのように」やいじ

- めを行うに至った経過や心情などを聴き取り、記録を残す。ただし、憶測や曖昧な内容は残さない。
- *生徒、保護者へは複数のスタッフで対応することを原則とする。
- *いじめた側・いじめられた側双方の保護者に連絡をする。ただし、可能な限り事実確認をしてから行い、曖昧な情報が伝わらないようにする。特に、いじめられた側の生徒の心情に配慮し、指導の方向性を共通理解した上で、保護者を含めた指導に入っていく。
- *いじめられた側の生徒、保護者への支援・ケアを最優先とする。
- *いじめた側への指導および保護者への助言を行う。いじめた側の生徒にも支援が必要な状況を把握し、必ず事後のケアを行う。
- *周りの生徒の状況も把握する。関係した生徒に対しても、適切な指導・支援を行う。必要に応じてウイング、学年や全校生徒への指導も行い再発を防ぐ。
- *いじめの状況について、定期的な報告を教育委員会に行うとともに、重大事態が発生した場合(おそれがある場合を含む)等、いじめの内容等によっては、直ちに教育委員会に報告し、必要な指示等を受け、連携して対処する。
- *事案によっては、警察とも十分に連携し対処する。

(3)重大事態への対処……当事者の思いを念頭に、教育委員会との綿密な連携を図る

- *重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法、京都市いじめ防止等取組指針などを踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告する。
- *教育委員会の指導および支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には「いじめ対策委員会」を中心特別な組織を設け、質問紙の使用等、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- *いじめを受けた生徒およびその保護者の調査に関する事実関係等、必要な情報を適切に提供する。
- *教育委員会が調査の主体になった場合は、教育委員会の指示・指導のもと、資料の提出など、調査に協力する。
- *SCやSSW、警察、児童相談所など、様々な外部の関係機関とも連携できるようにする。

(4)いじめへの対処の留意事項……表層的な解決で終わらせない対応を徹底する

- *いじめは、単に謝罪を以って安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

- ① いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当期間(少なくとも3ヶ月間を目安に)継続していること。
(被害の重大性等から、さらに期間が必要と判断される場合は、より長期の期間を設定する)
- ② 相当期間(少なくとも3ヶ月間を目安)が経過するまでは、いじめられた生徒・いじめた生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で解消したかどうかの判断を行う。
(行為が止んでいないと判断した場合は、改めて相当期間を設定して状況を注視する)
(「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定(平成29年3月14日)より)

- *特に重大な事態に対しては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」に基づき対処する。

6. 年間計画

※いじめの防止などのための取り組みとして、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修 (未然防止の取り組み)	学校行事、校内での取り組み (早期発見・積極的認知)	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	◇生徒理解委員会 (いじめ対策委員会) 「校内体制や組織的対応の共有」「児童・保護者への広報について」 ◆ミーティング A、B	・ウイング開き(在校生) ・転入学生歓迎会の準備 ・仲間づくりのH・T ・教育相談(在校生)	・転入学生保護者説明会
5	◇生徒理解委員会 (いじめ対策委員会) 「未然防止に向けた取り組みの確認」「教育相談・家庭訪問の情報共有」 ◆ミーティング A、B	・転入学生入学 ・転入学生歓迎会の準備 ・全校集会で生徒に「いじめ対策委員」を紹介 ・学年開き・学年目標決め ・憲法月間の講話 ・「ごみゼロ」運動 ・「なぎの時間」 ・教育相談(転入学生)	・家庭訪問(在校生・転入学生) ・花背合宿保護者説明会 ・カウンセラーを囲む会
6	◇生徒理解委員会 (いじめ対策委員会) 「記名式アンケートの実施に向けて」「教育相談、家庭訪問、三者懇談、記名式アンケートの集約と共有」 ◆ミーティング A、B	・花背山の家わくわくドキドキオリエンテーション合宿 ・洛風をよりよくする委員選出 ・定例係活動の開始 ・3年生 上級学校訪問 ・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有	・授業参観 ・PTA 総会 ・カウンセラーを囲む会
7	◇生徒理解委員会 (いじめ対策委員会) 「クラスマネジメント実施に向けて」 ◆ミーティング A、B ◆校内夏季研修会	・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・夏休み学習会 ・全校集会	・家庭訪問(転入学生) ・カウンセラーを囲む会
8	◇生徒理解委員会 (いじめ対策委員会) 「いじめ防止プログラムの見直し」 ◆ミーティング A、B	・夏休み学習会 ・全校集会 ・生徒の様子の共有、組織的対応の検討	
9	◇生徒理解委員会 (いじめ対策委員会) 「学校評価の実施に向けて」「クラスマネジメントの結果の分析、共有」 ◆ミーティング A、B	・修学旅行(3年) ・非行防止教室 ・クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有	・カウンセラーを囲む会 ・授業参観 ・進路保護者会

10	<p>◇生徒理解委員会 (いじめ対策委員会) 「学校評価の結果について」 ◆ミーティング A、B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・初音学区区民運動会(希望生徒) ・校外学習(1、2年生) ・生徒、保護者の学校アンケート (学校評価)の実施、集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の実施 ・三者懇談会(全学年) ・カウンセラーを囲む会 ・学校評価委員会
11	<p>◇生徒理解委員会 (いじめ対策委員会) 「記名式アンケートの実施に向けて」 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し」 ◆ミーティング A、B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・秋パーティ ・健康月間 ・教育相談(3年生、進路相談) ・第2回記名式いじめアンケートの 実施、学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳公開授業 ・カウンセラーを囲む会
12	<p>◇生徒理解委員会 (いじめ対策委員会) 「いじめアンケート調査・教育相 談の結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し」 「次年度の基本方針の見直しと 作業について」 ◆ミーティング A、B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習 ・冬季休業を迎えるにあたっての 心構え ・冬季スタディング(3年生) 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談会(3年生)
1	<p>◇生徒理解委員会 (いじめ対策委員会) ◆年間反省①(部会ごと) ◆ミーティング A、B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・冬らしい行事 ・チャレンジ体験(2年生) 	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセラーを囲む会
2	<p>◇生徒理解委員会 (いじめ対策委員会) 「学校評価の結果について」 「次年度学校いじめ防止基本方針 の確認」 ◆年間反省(全体) ◆ミーティング A、B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止教室 ・生徒、保護者の学校アンケート (学校評価)の実施、集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の実施 ・カウンセラーを囲む会
3	<p>◇生徒理解委員会 (いじめ対策委員会) 「学校いじめ防止プログラムの見 直し」 ◆ミーティング A、B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生を送る会 ・洛風をよりよくする委員の引継式 ・卒業式 ・学年のまとめ ・卒業前校外学習(3年生) ・記名式アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートの保管 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価委員会 ・三者懇談会 (1、2年生)

前提となる基本事項

- 【学校いじめ防止等基本方針】
 - 学校いじめ防止プログラムの策定
 - 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
 - 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

- 【いじめ対策委員会(生徒理解委員会)】
 - ウイング担当といじめ対策委員会との連携方法の確認
 - 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
 - 児童生徒、保護者、地域への周知
 - いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取り組み

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒どうしの絆づくり
- ・授業改善の充実
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予 防

いじめ(その疑いがあるものも含む。以下同じ)の情報を把握

- ・授業や休み時間など、子どもたちとの係わりの中から
- ・教職員、生徒、保護者、その他からの情報から
- ・アンケート調査、クラスマネージメントシート、教育相談などの情報から 等

見逃しのない観察

組織(いじめ対策委員会)で情報共有し、事実関係を把握

- 【いじめ対策委員会で共有】
 - まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

- 【事実確認】
 - 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
 - いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
 - 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
 - 聽き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

手遅れのない対応

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。 【認識の共有化・行動の一元化】

心の通った指導

- 【児童生徒への指導・支援】
 - いじめを受けた生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
 - 休み時間等、隙間の時間を作らず被害児童生徒を見守り、必要に応じてSC、SSW等と連携を図る。
 - いじめを行った生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
 - 周囲の生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせ、今後二度と起きないように自分は何ができるか、考えさせる。

- 【保護者への連絡・家庭との連携】
 - ウイング担当をはじめ、繋がりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒(加害・被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、承諾していくだけ。
 - その上で、保護者の思いに寄り添いながら聴き取り、これから必要となる連携を求める。

- 【教育委員会への報告・連携】
 - 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

- 【謝罪の場の設定】
 - いじめを受けた生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

- 【関係機関との連携】
 - 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで、支援を継続する。
 - ①いじめに係わる行為が、少なくとも3か月間止んでいること (救済)
 - ②いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないこと (回復)
- ※関わりの深い教員やSCとの面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織(いじめ対策委員会)で行う。